

令和7年度からの多子世帯への大学授業料等無償化について

【新2～4年次生】

令和7年度から国の施策として、多子世帯の学生に対して、所得制限なく大学の授業料及び入学料を無償化することが予定されています。

扶養する子どもが3人以上の世帯は、本制度の対象となる可能性がありますので、文部科学省のホームページにてご確認ください。

[高等教育の修学支援新制度: 文部科学省](#)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

なお、手続き方法等については下記日程で説明会を行います。

【令和7年2月時点 給付奨学生である本学学生(継続)】

対象	説明会名称	日時	場所	備考
新2～4年次生 給付奨学生	給付奨学金 「在籍報告」説明会	令和7年3月25日(火) 12:20～13:00	C302 教室	学生証要持参 学生本人のみ 参加可
新2～4年次生 給付奨学生	給付奨学金 「在籍報告」説明会	令和7年3月26日(水) 12:20～13:00	C102 教室	学生証要持参 学生本人のみ 参加可

両日とも同じ内容ですので、都合の良い日に参加してください。

日によって教室が異なるので注意してください。

【令和7年2月時点 給付奨学生ではない本学学生(新規出願)】

対象	説明会名称	日時	場所	備考
新2～4年次生	奨学金 「新規出願」説明会	令和7年3月25日(火) 14:00～16:00	C102 教室	学生本人のみ 参加可

大学授業料等無償化を申請するためには、日本学生支援機構の「給付奨学金」を申請し採用されることが条件となるため、上記説明会に出席してください。

なお、奨学金「新規出願」説明会は予備日を設けています。

令和7年4月5日(土) 11:10～12:30 C102教室

予備日は新入生が主な対象となりますので、できる限り3月25日(火)に参加してください。

制度概要については、下記の通りです。

【制度開始時期】 令和7年4月

【対象者】 生計維持者が扶養している子どもが3人以上の多子世帯

※多子世帯とは

生計維持者が扶養している子どもの数が3人以上の場合を指します。

申し込み時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子どもの数が3人以上であることとしています。

仮に、そのご家庭に子どもが3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子ども」の数としては2人になり対象となりません。

多子世帯の判定は、日本学生支援機構の給付奨学金をお申込み頂き、マイナンバーを通じて扶養状況の確認の上、日本学生支援機構が行います。

要件に当てはまるかどうかの判定は大学ではできません。

確認したい場合は、申請を行い、日本学生支援機構の判定の結果を待ってください。

なお、アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合など、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。

令和6年度以前から在学している学生も対象となります。

【所得制限】 なし

【資産制限】 学生と生計維持者の資産合計額:3億円未満

【授業料減免額】 年額70万円

(授業料全額が無償化されるわけではありません)

【備考】 毎年3月に行われる給付奨学金適格認定(学業)において、「廃止」「停止」と判定された場合多子世帯への大学授業料等無償化についても「廃止」「停止」となります。

【お問い合わせ先】

奈良大学学生支援センター学生担当 TEL:0742-41-9505

事務取扱時間 平日 8:30~16:50

土曜日 8:30~12:30